

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

令和2年度東京都予算に対する要望—都議会4会派へ政策要望を提出— 政策要望（1）

東京都印刷産業政治連盟（東政連、木村篤義会長）は、令和2年度東京都予算等に関する要望について、7月25日に都民ファーストの会および都議会公明党、8月22日に都議会自民党および都議会立憲民主党・民主クラブと定例のヒアリングを行い、要望書の提出と要望内容を担当役員から説明し、意見交換を行った。

東政連では都政への令和2年度要望事項として、新たに「働き方改革の取組みに対する支援」、東京都発注印刷物の入札方法の改善では「ビジネスチャンスナビ・2020の活用」を追加して要望の実現を訴え意見交換を行った。特にヒアリングは時間が限られているため、総花的な説明では説明不足となることが多かったことから、今回は全ての要望事項を説明するのではなく、重点項目に絞って説明した。提出した政策要望は以下のとおりである。

要望1. 官公需における知的財産権の財産的価値の取扱いの周知・啓発

国は「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、初めて「知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする」という表現を盛り込んだ。これは、著作権の譲渡・利用範囲等が明記された仕様書等により見積りを依頼することや契約書から「無償で譲渡・利用する」旨の記載を削除することで、著作権の財産的価値に配慮した契約内容になる。また、納品物の電子化データ（所有権）についても、著作権と同様に譲渡の必要性を検討のうえ、納品が必要な場合は仕様書に明記し、その財産的価値に配慮するよう求めている。東京都は財務局長名で周知していることは承知しているが、更なる徹底を図られたい。

要望2. 東京都発注印刷物の入札方法の改善

東京都発注の印刷物入札において、適正な積算根拠を伴わない過度の低価格受注や不適格な企業の参入は、品質の低下を招くばかりでなく、印刷・同関連産業界の健全性を損なうものである。環境への配慮、労働安全衛生の徹底、品質確保、BCP対策等を堅持している企業の健全な経営が維持できるよう、次の方策を講じられたい。

- (1) 東京都財務局は「最低制限価格制度」の本格導入に向けて、令和元年度に同制度を適用した試行案件を20件程度実施し、20件程度の試行結果を検証のうえ、これらの状況を踏まえつつ制度改正案を作成し、入札監視委員会に諮ったうえで、全面的な実施に向け準備を進めていくとしている。令和2年度からの本格導入を図られるとともに、都全体での実施を強く要望する。また、これまで試行案件は発注等級Cランクが多いが、入札者の拡大を図るためにはBランクを増加されたい。
- (2) 「最低制限価格制度」の実施にあたり、一番重要なことは適正な予定価格を算出するための積算方法と積算根拠である。一般財団法人経済調査会発行の「積算資料印刷料金」に掲載されている積算方法の遵守は勿論のこと、併せて用紙やインキなどの原材料費の価格変動が反映された予定価格の設定を図られたい。



都議会公明党

政策要望 (2)

- (3) 日本の首都、東京都には東京都以外に本社を置く企業の支社、営業所、工場が集中している。そのような中、法人税の納付や都の雇用問題に鑑み、東京都の仕事は東京都に本社を置く企業に発注することが肝要である。
- (4) 大きなイベントの印刷物は大手広告代理店や大手印刷会社を対象に広告業務として一括発注されることが多いが、中小印刷業界まで波及するよう、企画、デザイン、印刷、発送など取扱い品目ごとに分割発注とされたい。
- (5) 受託業務を進める中で、当初の契約内容を逸脱する仕様変更、また、通常の限度を超える修正が求められるケースが多々発生している。これらは、原材料の調達費、人件費に直接影響するものであり、受託者の適正な利益を圧迫し、官公需への積極的な取組み意欲を失わせる大きな要因となっている。仕様変更ならびに修正作業にあたっては、それに見合った別途費用を支払うこと。
- (6) 官民の入札・調達情報を一元的に集約した受発注取引のマッチングサイトである「ビジネスチャンス・ナビ 2020」の案件に、印刷物発注案件が少ないように見受けられる。今年7月8日現在で、サイト掲載件数合計 875 件に対して、印刷物案件合計は 41 件に留まっている。オリンピック・パラリンピック開催に向けて、今後、印刷物発注の案件を増やすべく更なる注力をお願いしたい。特に民間発注案件の発注増に向けてサイトの活性化をお願いしたい。
- (参考) 令和元年7月8日の状況は次のとおり。東京 2020 組織委員会（電子入札）は 11 件のうち「印刷」キーワードでヒット 0 件、都外郭団体等（電子入札）は 6 件のうち「印刷」キーワードでヒット 0 件、民間（ビジネスマッチング）は 114 件のうち「印刷」キーワードでヒット 4 件、都・都内区市町村等（入札情報）は 744 件のうち「印刷」キーワードでヒット 37 件。



都民ファーストの会

要望3. 事業承継推進への支援

中小企業経営者の高齢化が急速に進んでいる昨今、これまで経営者が築いてきた企業価値を次世代に円滑に引き継ぐための「事業承継」への取組みは、中小印刷業界に限らず、全ての業界・業種に必要な「新陳代謝」を促進するといった意味でも非常に重要なものである。都でも様々な支援を実施されていることは承知しているが、事業承継補助金を利用する際の仲介機関の認定要件のハードルが高いため、利用件数も少なく、思ったような成果が挙がっていない。事業承継を確実に進めるために、事業者団体（組合）が取組む事業承継支援事業への直接支援および事業者団体（組合）を通じての個々の企業に対しての支援への予算措置を講じられたい。また、東京都中小企業団体中央会や東京都中小企業振興公社が行っている事業承継支援事業への支援拡充なども講じられたい。



都議会自民党

要望4. BCP策定への取組みに対する支援

- (1) 東京都中小企業振興公社が実施しているBCP策定支援セミナーについて、平成28年度は印刷同関連業界向けに個別に開催されたが、平成29年度以降は個別の開催は行われなかった。令和2年度は東京都最大の地場産業である印刷同関連業界向けに個別の開催をお願いしたい。
- (2) BCP実践促進助成金に関して、機器の設置・購入費用だけでなく、機器のレンタル費用も対象とされたい。特に業界団体が中小企業向けに行っているクラウドのバックアップサービスは、1か月単位の利用料金となっ

ている。中小印刷業者が単体でサーバーを仕立て、運用管理を行うには、例え設置・購入費の1/2が助成されても、月々発生する運用管理コストが大きな負担となることからレンタル形式にしている。助成制度は現在1度限りの利用となっているが、中小企業においては1度限りでは例え1/2助成を受けても負担が大きい。BCP実践計画は複数年にわたることから、複数年にわたり申請できる制度へ変更されたい。

要望5. メディア・ユニバーサルデザイン (MUD) の採用・普及

誰もが公平に必要な情報を理解し利用できるようにすることは社会的な責任であり、その中で重要な役割を担う印刷物等情報メディアにおいてデザインや文字についての配慮と技術を合わせたMUDが採用されるよう、方策を講じられたい。

- (1) 東京都は「福祉のまちづくりを進めるためのユニバーサルデザインガイドライン」を制定し、情報提供で配慮すべき事項として色彩表現の表記があるが、まだカラーユニバーサルデザインを中心とした内容に留まっているため、デザインや文字にも誰でも分かる伝達手法として、MUDをガイドラインに付け加えられたい。
- (2) 東京都の発注印刷物について「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」ではなく、MUDを採用されたい。
- (3) 情報伝達の重要な役割を担うオリンピック・パラリンピック関連の印刷物、サイン、標識などの発注要件には、「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」ではなく、MUDを標準採用とされたい。

要望6. 働き方改革の取組みに対する支援

本年4月に働き方改革法案が施行され、我々中小印刷事業者にも有給休暇の年間5日の取得と来年4月には残業時間の月45時間の制限の法規制により、何もしないと社員一人に対しての罰則規定により、罰金30万円の支払いが発生することになる。少子高齢化による労働不足と冒頭の法規制により、我々中小印刷事業者にも働き方改革が急務である現状、現在勤務している社員のみならず、魅力ある企業に変革することにより、新たな人材獲得と在職率を高める必要に迫られている。働き方改革を推進するうえで、多様な人材が働きやすい環境整備をするうえでの、就業規則の改定や、ロッカーやトイレなどの改修や新設を進めるための助成金や補助金の支援を要望する。

要望7. GP認定の普及啓発

地球温暖化による異常気象は日本各地で災害を引き起こし、2020年のオリンピック・パラリンピックを控えて猛暑対策は待ったなしの状態となり、地球温暖化対策としてCO₂削減は官民上げて取組む最重要課題である。印刷関連産業界は環境問題への社会的責任と地球環境保全のため、自主基準として日本印刷産業連合会「印刷サービスグリーン基準」を制定し、基準を達成した工場・事業所をGP（グリーンプリンティング）認定することで、環境経営と環境配慮製品の普及活動を推進している。また、東京都環境局環境改善部化学物質対策課で作成している「東京都グリーン購入ガイド」は、より環境負荷の少ない製品に転換を進め循環型社会を目指す指針であり、その実現には水準2（配慮事項）に採用された「GP認定工場への発注」が最も重要であると確信している。印刷（役務）において、GP認定工場で印刷された環境配慮印刷物を東京都の全部局が優先的に購入することは、印刷物の伝え・残す力による都から区さらに関連団体への環境配慮印刷物の普及と循環型社会の推進に、強い波及効果が期待できる。「東京都グリーン購入ガイド」を環境局の中に留めず、地球環境の悪化を少しでも改善するために、東京都全部局の調達に組み入れるよう要望する。



都議会立憲民主党・民主クラブ

令和2年度国家予算・税制改正等に対する要望(1)

■令和2年度国家予算・税制改正等に対する要望

東政連では10月1日、自民党本部において自民党東京都支部連合会（自民党都連）と定例のヒアリングを行い、要望事項のうち、「官公需関係」、「事業承継推進への支援」、「働き方改革の取組みに対する支援」の3つについては、担当役員から説明し意見交換を行った。なお、今回の要望事項は、以下のとおり5項目となっている。

要望1. 税制関係

《法人税関係》

- (1) 中小企業の積極的な事業展開促進のため、中小企業に対する法人税の軽減税率（年800万円以下の所得金額に対し15%）の更なる引下げと適用所得金額の撤廃を行ったうえで、その措置を恒久化すること。
- (2) 中小企業組合（商工組合等）は、中小企業者の改善発達を図ることを目的とする組織であることから、公益性が高い法人と考えられる。このことから一般社団法人等と同様に中小企業組合（商工組合等）に対しても、軽減税率を15%以下に引き下げ、かつ、収益事業のみを法人税の課税対象とすること。
- (3) 各事業年度の課税額を是正するための措置である繰越欠損金の控除期間（10年）の制限を廃止すること。
- (4) 厳しい経営環境が続く小規模企業にとっては、税・社会保障にかかる負担感が非常に大きいため、より踏み込んだ支援措置が必要である。そのため、資本金3千万円以下の小規模法人に対する法人税の特例措置を創設するとともに、個人事業主に対しても青色申告特別控除の拡充など、手厚い支援策を講ずること。
- (5) 税法上の中小企業の基準を中小企業基本法の定義と同様に、資本金1億円以下から3億円以下へと拡大して整合性を持たせること。
- (6) 就業規則や労働協約において退職給与や賞与を支給することが明確に定められている場合においては、負債性を有するものとして退職給与引当金及び賞与引当金繰入額の損金算入を認めること。



自民党東京都支部連合会

《交際費関係》

- (7) 中小企業に対する交際費課税の軽減措置を行うこと。
 - ① 交際費課税の定額控除の適用対象企業を資本金3億円まで拡大すること。
 - ② 中小企業の損金算入限度額（現行800万円）を1千万円まで引き上げること。
 - ③ 社会習慣上相当と認められる慶弔費および中小企業組合の組合員相互の連携・交流を図るための経費については損金処理を認めること。
 - ④ 中小企業組合の事業活動に必要な寄付金について、被災地の組合を支援する組合および組合員による義援金を寄付金控除対象とすること。

《償却資産関係》

- (8) 定率法による減価償却制度は、償却保証額を用いた複雑な計算を廃止し、簡素化すること。また、中小法人の経営基盤強化のため、法定耐用年数の大幅な短縮や制度の簡素化により中小法人の負担を軽減し、新たな設備投資とそれに伴う新たな事業活動の促進を図ること。
- (9) 中小企業に対する少額減価償却資産の特例は、2年間の延長後も引き続き継続すること。さらに、取得価額の上限を50万円未満に引き上げるとともに（現行30万円未満）、年間の取得価額の合計限度額を撤廃すること。
- (10) 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を即時償却とすること（現行5年）。
- (11) 現行の償却資産税の課税標準額の算定方法は、国税における減価償却制度と乖離しており、実務上、

令和2年度国家予算・税制改正等に対する要望(2)

煩雑になっている。納税者の事務負担軽減の観点から国税の申告において、資産計上される価額のみを課税対象とすること。

《相続税関係》

(12) 中小企業の事業承継の円滑化を図るため相続税負担の軽減措置を行うこと。

- ①事業承継に配慮した基礎控除額を引き上げること。
- ②中小企業の小規模宅地に対する相続税を非課税とすること。

《消費税関係》

(13) 中小事業者の事務負担軽減のため、消費税の免税制度・簡易課税制度の適用基準を引き上げること。

(14) 消費税簡易課税制度選択届出書や消費税簡易課税制度選択不適用届出書等は、提出期限が課税期間の開始日の前日までとなっているため、課税期間において課税方式の変更ができないことになっている。そのため、消費税額の納付額が多くなるケースもあることから、届出書の提出期限を申告期限まで延長すること。

《印紙税関係》

(15) インターネットによる電子商取引が増加する中、文書のみ印紙税を課税するのは公平性を欠く。また、記載金額が同じでも文書の種類により税額が異なるなど、問題点の多い印紙税は廃止すること。

《役員報酬関係》

(16) 役員給与は全額損金算入すべきものであり、「定期同額給与」、「事前確定届出給与」の損金算入要件・改定事由を中小企業の実態に合うように見直すとともに、「業績連動給与」を中小企業（同族会社）にも認めること。

《源泉所得税関係》

(17) パートタイム労働者の非課税限度額の大幅な引き上げを行うこと。

(18) 退職所得控除額の基礎控除額 40 万円（勤続年数 20 年以下）70 万円（勤続年数 20 年超）を大幅に引き上げること。

(19) 報酬に係る源泉所得税は、徴収事務の効率化を考慮したものであることから、10%（20%）という分かりやすい税率にしているにも係わらず、復興特別所得税の付加税を考慮した 10.21% の現状では、支払者に多大な事務負担が課せられてしまう。特に実務上では、源泉徴収後の手取額から支給総額を逆算する方法を取扱っていることも少なからずあることからすると、事務処理はかなり煩雑になるとともに、計算上の間違いが生じやすい状況でもあることから、復興特別所得税を不適用とすること。

《災害時対応税制》

(20) わが国ではいつどこで大規模災害が発生してもおかしくない。災害に関する税制は、過去の税制改正において特例法や個別通達で定められていた項目を常設化するなど整備が行われたが、被災した納税義務者へのさらに細やかな税制上の措置や、地方税における国税との取扱いの差異、自治体対応のばらつきの改善など課題が残されている。災害時の納税義務や手続等に関する税制の取扱いを明確かつ速やかに機能させるための地方税も含め、各税目を横断的に規定する基本法の制定をはじめ、災害からの復旧に資するための更なる税制上の整備を行うこと。

《事業承継税制・その他》

(21) 後継者がいない中小企業の第三者承継を推進するため、中小企業における後継者不足への対策として、従業員等の第三者への事業承継をスムーズに行うことができるための新たな税制の創設を行うこと。

(22) 社会保障分野などに活用する「共通番号（マイナンバー）制度」の運用にあたっては、経済取引への影響、セキュリティの確保、プライバシーの保護及び制度上の保護措置等について常に検討・改善を行い、国民が安心して利用でき、かつ実効性のある仕組みを構築すべきではあるが、利用範囲は過度に拡大すべきではない。また、安全管理措置に必要となるセキュリティ対策への支援措置を強化すること。

要望2. 官公需関係

(1) 「低入札価格調査制度」または「最低制限価格制度」の導入

地場産業である中小印刷業の健全な育成、発展のためには、著しい低価格入札を防止することが肝要である。国は「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で、「低入札価格調査制度」または「最低制限価格制度」の適切な活用を国等および地方公共団体に要請しているが徹底されていない。「低入札価格調査制度」または「最低制限価格制度」の導入とその厳密な運用の徹底を図ること。

(2) 「予定価格の適正化」と「積算内訳書」添付の義務化

予定価格の積算にあたって、国は「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で適切な予定価格の作成を掲げているが、実態としては過去の契約価格を参考にすることが多い。予定価格の算出にあたっては、「契約の基本方針」を遵守すること。また、入札にあたっては、事務負担等が発生するものの、その参加者から総額だけの一式見積ではなく、具体的な根拠に基づく積算内訳書添付を義務化すること。

(3) 契約後の仕様変更ならびに修正作業に係る別途費用の支払い

落札後、受託業務を進める中で、当初の契約内容を逸脱する仕様変更が行われたり、また、通常の限度を超える修正が求められるケースが多々発生している。これらは、原材料の調達費、人件費に直接影響するものであり、受託者の適正な利益を圧迫し、官公需への積極的な取組み意欲を失わせる大きな要因となっている。落札後の仕様変更ならびに修正作業にあたっては、別途費用の支払いを行うこと。

(4) 下請法の運用の徹底と見直し

①下請企業の適正な利益を確保するため、下請Gメンなどによる実態把握を強化すること。また、独占禁止法や下請法の運用の徹底を図ることにより、不当行為の取締りを強化すること。

②下請法の見直しを行い、規制対象に当てはまる取引の発注者（親事業者）に国、地方自治体等を加えること。

(5) 知的財産権（著作権）の財産的価値への配慮と保護

平成29年度「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、著作権保護の観点から新たに盛り込まれた、①著作権の譲渡、使用許諾、使用方法、使用期間等の書面における明確化、②著作権の財産的価値に留意した対価の算定、支払い、③著作権を著作権者に残し二次活用などの好循環につながるコンテンツ版バイ・ドール契約の推進など中小印刷業界が有する知的財産権保護への対応策を積極的に講じること。

(6) 印刷物発注の平準化

印刷物の発注は、国も各自治体も年度末に集中する傾向にある。計画的な発注や年度に捉われない発注の前倒しなど、発注の平準化について抜本的な対策を講じること。

(7) 消費税率アップ分の取扱い

今年10月に消費税率が8%から10%になる予定である。過去の税率アップの際、官公庁の予算は消費税込みの予算であることを理由に、発注金額は消費税率アップ前と変わらず、アップ分は受注者が負担せざるを得ない状況が多く見受けられた（受注者の税抜価格が下がる）。消費税アップ分を受注者に負担させないよう、適切な取扱いを行うこと。



自民党東京都支部連合会

要望3. 行政における調達関係

(1) 調達を経済合理性の側面だけでなく、温室効果ガス削減、男女共同参画の推進等、社会の諸問題への貢献を考慮した基準によって見直すことで、調達行為そのものが社会の諸問題を解決することにつながる「SR（社会的責任）調達」の導入・推進を図ること。

- (2) 環境に配慮した瑕疵のない安心・安全な製品の提供を担保するため、入札の際には、グリーンプリンティング(GP)工場認定、環境推進工場登録、CSR認定など各種環境関連資格の認定取得企業への優先発注を行うなど、インセンティブやアドバンテージの導入を積極的に図ること。

要望4. 事業承継推進への支援

- (1) 「事業承継」への取組みは、中小印刷業界に限らず、業界発展に必要な「業界の新陳代謝」を促進するといった意味でも非常に重要なものである。昨年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用を図りつつ、10年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税など総合的な支援を行うこと。
- (2) 事業承継時に経営者保証を必要としない新たな信用保証制度の創設や金融機関に対して、原則として新旧経営者の両方から二重に経営者保証を求めないことと、事業承継への影響も考慮した柔軟な対応を行うこと。

要望5. 働き方改革の取組みに対する支援

本年4月に働き方改革法案が施行され、我々中小印刷事業者にも有給休暇の年間5日の取得と来年4月には残業時間の月45時間の制限の法規制により、何もしないと社員一人に対しての罰則規定により、罰金30万円の支払いが発生することになる。少子高齢化による労働不足と冒頭の法規制により、我々中小印刷事業者にも働き方改革が急務である現状、現在勤務している社員のみならず、魅力ある企業に変革することにより、新たな人材獲得と在職率を高める必要に迫られている。働き方改革を推進する上で、多様な人材が働きやすい環境整備をするうえでの、就業規則の改定や、ロッカーやトイレなどの改修や新設を進めるための助成金や補助金の支援を要望する。

Customer Delight

印刷業向け統合経営支援ソフト
FileMakerテンプレート

印刷管太郎XI

パッケージ版 / ASP版

SEISHIN 誠伸商事株式会社 www.seishin.co.jp
■本社〒145-0062東京都大田区北千束2-9-10TEL.03-5751-3011

■参議院選で推薦候補者2名が当選

7月21日に行われた第25回参議院議員通常選挙で、印刷産業の政治団体である全日本印刷産業政治連盟(木村篤義会長)が推薦した候補者2名(武見敬三参議院議員と丸川珠代参議院議員)が見事当選した。

■令和元年度「国等の契約の基本方針」が閣議決定される

官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府が毎年策定している「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の令和元年度版が9月10日に閣議決定された。令和元年度に新たに講ずる主な措置として、①地方公共団体と連携した「働き方改革」に関する取組みの強化、②事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮、③消費税引き上げによる適正な転嫁、が盛り込まれた。詳細は以下のURLから参照のこと。<https://www.meti.go.jp/press/2019/09/20190910001/20190910001-2.pdf>

東京都印刷産業政治連盟事務局

〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8 TEL/FAX 03-3551-1642

東政連ホームページ <http://www.tppu.jp/> 機関誌購読料(会費)年額1口/3,600円より

—東京都印刷産業議員連盟議員—

<東京都議会自由民主党>



三宅茂樹 氏

選挙区：世田谷
〒154-0001
世田谷区池尻 2-20-12-103

電話 03-5481-1500 / FAX 03-5481-2300



高島直樹 氏

選挙区：足立
〒120-0034
足立区千住 4-9-7

電話 03-3881-0007 / FAX 03-3881-0606



宇田川聡史 氏

選挙区：江戸川
〒134-0084
江戸川区東葛西 1-37-24

電話 03-3687-7007 / FAX 03-3869-7101



中屋文孝 氏

選挙区：文京
〒112-0002
文京区小石川 1-3-23-506

電話 03-3818-0077 / FAX 03-5689-8117



秋田一郎 氏

選挙区：新宿
〒160-0023
新宿区西新宿 4-11-13-103

電話 03-3374-2535 / FAX 03-3376-1188



山崎一輝 氏

選挙区：江東
〒136-0076
江東区南砂 2-28-15

電話 03-3648-3111 / FAX 03-3648-1242



小宮安里 氏

選挙区：杉並
〒166-0004
杉並区阿佐ヶ谷南
1-17-23-202

電話 03-5378-0611 / FAX 03-5387-0615



菅野弘一 氏

選挙区：港
〒108-0071
港区白金台 3-17-4

電話 03-3445-8211 / FAX 03-3445-5155



柴崎幹男 氏

選挙区：練馬
〒177-0051
練馬区関町北 1-26-10

電話 03-5991-1275 / FAX 03-5991-1648



川松真一郎 氏

選挙区：墨田
〒130-0011
墨田区石原 3-20-9

電話 03-6240-4370 / FAX 03-6240-4380

<都議会公明党>



長橋桂一 氏

選挙区：豊島
〒170-0012
豊島区上池袋 3-25-11

電話 03-3983-8260 / FAX 03-3983-8200



東村邦浩 氏

選挙区：八王子
〒192-0051
八王子市元本郷町
4-20-25-302

電話 042-620-4405 / FAX 042-620-4402



谷村孝彦 氏

選挙区：北多摩第一
〒207-0015
東大和市中央 4-922-18

電話 042-565-2312 / FAX 03-6368-4970



加藤雅之 氏

選挙区：墨田
〒130-0013
墨田区錦糸 1-5-8-401

電話 03-5809-7860 / FAX 03-5247-1833



慶野信一 氏

選挙区：荒川
〒116-0001
荒川区町屋 4-17-3

電話 03-6807-6055 / FAX 03-6807-6088

<都民ファーストの会>



石毛 茂 氏

選挙区：西東京
〒188-0014
西東京市芝久保町 3-6-23

電話 042-460-0855 / FAX 042-460-0856



中山寛進 氏

選挙区：台東
〒111-0032
台東区浅草 1-1-7-2

電話 03-3841-4881 / FAX 03-3841-4423



滝口 学 氏

選挙区：荒川
〒116-0014
荒川区東日暮里 4-20-7

電話 03-6382-8866 / FAX 03-6382-8867



保坂真宏 氏

選挙区：台東
〒110-0008
台東区池之端 2-5-34

電話 03-3821-3876 / FAX 03-3827-2952



荒木千陽 氏

選挙区：中野
〒164-0001
中野区中野 2-12-5-103

電話 03-6382-5557 / FAX 03-6382-5537



本橋弘隆 氏

選挙区：豊島
〒171-0042
豊島区高松 3-12-16

電話 03-6478-9556 / FAX 03-6755-9750